

# 文京区空家等の適正管理に関する条例（骨子案）

## 1 条例の目的

本条例は、文京区（以下「区」という。）における空家等の適正な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、区民等の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的とする。

## 2 所有者等の責務

- (1) 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において当該空家等の適正な管理を行わなければならない。
- (2) 所有者等は、区が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 3 区の責務

- (1) 区は、区民等に対し、空家等の適正な管理に関する意識の啓発及び必要な支援を行うよう努めるものとする。
- (2) 区は、空家等の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

## 4 情報提供

区民等は、適正な管理が行われていない空家等の情報を区に提供することができる。

## 5 関係機関との連携

区長は、目的を達成するため、区内を管轄する警察、消防その他の関係機関と連携し、協力体制を構築するよう努めなければならない。

## 6 緊急安全措置

- (1) 区長は、空家等の適正な管理が行われていないことに起因して公共の場所において、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合、空家等

の所有者等に当該危険を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がなく急迫した状況と認めるときは、当該危険を回避するために必要な（最小限度の）措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

- (2) 区長は、緊急安全措置の実施に必要な限度において、職員に空家等に立ち入って調査をさせることができる。
- (3) 当該空家等に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (4) 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (5) 区長は、緊急安全措置を講じたときは、その旨を所有者等に対し通知するものとする。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難である場合にあっては、公告するものとする。
- (6) 区長は、緊急安全措置を講じたときは、所有者等に対し、当該緊急安全措置に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者等に対し、文書をもって納付を命じなければならない。
- (7) 区長は、緊急安全措置を講じたときは、文京区空家等対策審議会に報告するものとする。

## 7 公布・施行時期

条例は、公布の日から施行する。